○香南香美老人ホーム組合臨時職員の任用等に関する規程

平成２２年４月１日

訓令第２号

改正　平成22年9月1日　 訓令第6号

平成24年5月21日　訓令第2号

平成25年3月5日　 訓令第2号

平成27年4月1日　 訓令第1号

平成28年3月25日　告示第4号

平成29年3月29日　訓令第1号

平成29年7月5日　 訓令第3号

平成30年10月15日 訓令第4号

（目的）

第１条　この訓令は、香南香美老人ホーム組合（以下「組合」という。）が地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条第５項の規定に基づき臨時的に任用する職員（以下「臨時職員」という。）の任用、勤務条件、服務等について必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この訓令は、組合に勤務するすべての臨時職員に適用する。ただし、短時間又は短日数の勤務に従事する臨時職員（以下「パート職員」という。）については、第７条、第９条及び第１０条の規定並びに第２１条第２号の規定は適用しない。

（任用）

第３条　組合長は、臨時職員の任用に際しては、任用の通知とともに給与、労働時間、その他の労働条件等に関して次の事項を明示しなければならない。

（１）　就業の場所及び従事すべき業務に関する事項

（２）　始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇

（３）　給与の決定、締め切り及び計算、支払いの時期及び方法、昇給事項

（４）　社会保険の適否

（５）　退職に関する事項

（６）　災害補償に関する事項

（７）　安全及び衛生に関する事項

２　任用された臨時職員は、任用後２週間以内に次の書類を提出しなければならない。ただし、選考の際に提出済みでその後変更のない書類についてはその必要はない。

（１）　履歴書

（２）　源泉徴収票（採用の年に所得税を源泉徴収された実績のある者）

（３）　扶養親族届

（４）　通勤届

（退職及び解任等）

第４条　臨時職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退職する。

（１）　任用期間が満了したとき。

（２）　辞職の願い出をし、組合長に承認されたとき。

２　組合長は、臨時職員が、地公法第２８条第４項又は第２９条第１項の規定に該当する場合は、解任通知書を交付し、任用期間の途中で解任することができる。

３　組合長は、臨時職員を解任する場合には、少なくとも３０日前に解任予告通知書により行わなければならない。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は臨時職員の責に帰すべき事由により解任する場合は、この限りでない。

（任用期間）

第５条　臨時職員の任用期間は、６月を超えない期間とする。ただし、業務遂行上やむを得ない場合は６月を超えない期間で１回に限り更新することができる。

（１）　任用期間満了後、継続して同一人を臨時職員として任用することはできない。ただし、組合長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

（服務及び衛生）

第６条　臨時職員の服務規律については、香南香美老人ホーム組合職員服務規程（平成２６年訓令第１号）を準用する。

２　臨時職員に対しては、任用時（任用期間を更新された臨時職員については、任用時及び年１回、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下同じ。）勤務に従事する臨時職員については、任用時及び年２回とする。）に健康診断を実施する。

３　前項による健康診断の実施に係る期間については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和４３年条例第１１号）第２条の規定により職務に専念する義務を免除する。

４　前各号に定めるもののほか、臨時職員の安全衛生に関し必要な事項は別に定める。

（勤務時間）

第７条　臨時職員の勤務時間は、休憩時間を除き、４週間を超えない期間につき１週間当たり３８時間４５分とし、月曜日から金曜日までの５日間において、１日につき７時間４５分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、交替制勤務に従事する臨時職員については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１７年条例第３号。以下「勤務時間条例」という。）の規定の例により、勤務時間の割振りを別に定める。

（始業、終業の時刻及び休憩の時刻）

第８条　始業、終業の時刻及び休憩の時刻は次のとおりとする。ただし、交替制勤務に従事する臨時職員については、別に定める。

（１）　始業　午前８時３０分

（２）　終業　午後５時１５分

（３）　休憩　正午から午後１時まで

２　始業、終業の時刻及び休憩の時刻について、災害、交通遮断その他やむを得ない事情がある場合、又は業務上臨時に必要がある場合は、予告のうえ全部又は一部の部署について前項の時刻を変更することができる。ただし、この場合においても１日の勤務時間が前条の時間を超えないものとする。

（週休日及び休日）

第９条　週休日及び休日は、次のとおりとする。

（１）　週休日　日曜日及び土曜日。ただし、交替制勤務の臨時職員については、割振りによる週休日とする。

（２）　休日　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び１２月２９日から翌年の１月３日までの日。ただし、交替制勤務の臨時職員については、割振りによる代休日とする。

（週休日の振替及び代休日の指定）

第１０条　前条に規定する週休日又は休日に臨時職員に特に勤務を命ずる必要がある場合には、勤務時間条例の適用を受ける職員の例により、週休日の振替及び休日の代休日を指定することができる。

（非常時の特例）

第１１条　組合長は、事故の発生、火災、風水害、その他避けることのできない事由により、臨時に必要がある場合には、臨時職員に第７条に規定する勤務時間（以下「所定勤務時間」という。）を超えて、又は休日に勤務させ、若しくは深夜に勤務を求めることができる。

（時間外勤務及び休日勤務）

第１２条　組合長は、業務の都合により、所定勤務時間以外の時間に又は休日に臨時職員に勤務を命じることができる。

（休暇）

第１３条　臨時職員の休暇は、年次有給休暇及びその他の休暇とする。

（年次有給休暇）

第１４条　組合長は、臨時職員に対して次の表に定める基準により年次有給休暇を与えるものとする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 勤務月数 | １月迄 | ２月迄 | ３月迄 | ４月迄 | ５月迄 | ６月迄 | 7月以上12月迄 |
| 休暇日数 | １日 | ２日 | ３日 | ４日 | ５日 | ６日 | １０日 |

２　年次有給休暇の単位は、１日とする。ただし、臨時職員から請求があった場合は、組合長は、１時間を単位として年次有給休暇を与えることができる。

３　１時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合は、当該臨時職員の勤務日の１日当たりの勤務時間をもって１日とする。

４　組合長は、年次有給休暇を臨時職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

（産前産後休暇）

第１５条　８週間（多胎妊娠の場合は１４週間）以内に出産予定の臨時職員が請求した場合は、出産の日までの申し出た期間の産前休暇を与える。

２　産後８週間を経過していない臨時職員は就業させない。ただし、産後６週間を経過した臨時職員が特に申し出た場合には、医師が認める内容において業務に就かせることができる。

３　妊娠中の臨時職員が請求した場合には、他の軽易な業務に転換させることができる。

４　妊娠中、または、産後１年を経過しない臨時職員には、時間外勤務、休日勤務、又は深夜勤務はさせない。

（生理休暇）

第１６条　生理日の就業が著しく困難な臨時職員が休暇を請求した場合は、その日については就業させない。

２　前項の休暇は、１日に限り有給休暇として与えることができる。

（育児時間）

第１７条　生後１年未満の子を育てる女性の臨時職員が請求した場合は、休憩時間のほか１日２回、それぞれ３０分の育児時間を与える。

（病気休暇）

第１８条　臨時職員が傷病により勤務できない場合は、６０日を超えない範囲内で、医師の指示する日数又は最小限必要な日数の病気休暇を与える。ただし、当該日数には、週休日及び休日を含むものとする。

２　１週間を超える病気休暇を承認するに当たっては、医師の証明書その他勤務できない事由を明らかにする証明書の提出を求める。

３　病気休暇は、その傷病が業務上の場合は、２日を限度に有給休暇として与えることができる。

（特別休暇）

第１９条　臨時職員が次の各号の一に該当するときは、それぞれに定める期間の特別休暇を与える。

（１）　臨時職員が勤務時間中に選挙権その他公民としての権利を行使する場合、裁判員、証人、鑑定人、参考人等として関係機関へ出頭する場合　必要と認められる期間

（２）　本人が結婚するとき　７日

（３）　配偶者が出産するとき　２日

（４）　父母、又は配偶者が死亡したとき　７日

（５）　子が死亡したとき　５日

（６）　祖父母、兄弟、配偶者の父母が死亡したとき　３日

（７）　その他、組合長が必要と認めたとき　必要な日数

２　前項第１号、第４号及び第５号の期間については、有給休暇として与えることができる。この場合において、同項第４号又は第５号により与えるときの有給休暇の日数は、それぞれ１日限りとする。

（配置換）

第２０条　組合長は、業務上必要がある場合は、臨時職員に対し就業場所又は従事する職務の変更を命ずることができる。

（給与の種類）

第２１条　臨時職員の給与の種類は、次のとおりとする。

（１）　基本賃金

（２）　時間外勤務割増賃金

（３）　休日勤務割増賃金

（４）　夜間勤務加算賃金　勤務１回につき

（５）　深夜勤務割増賃金

（６）　期末加算賃金

（７）　通勤費

（給与の支給）

第２２条　臨時職員の給与は、月の初日から末日までを算定期間（以下「給与期間」という。）とし、翌月の１５日（その日が週休日又は祝日法による休日に当たるときは、その日前直近のそれ以外の日）の支払いとする。ただし、前条第６号の期末加算賃金については、第２７条に定めるところにより支給する。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、臨時職員（臨時職員が死亡したときは、その遺族）の請求により、支払日前であっても既に勤務した分の給与を支給する。

（１）　臨時職員の死亡又は退職のとき

（２）　臨時職員、又は臨時職員の収入によって生計を維持している者の冠婚葬祭、出産、罹病、被災又は死亡等のため、特に費用を必要とするとき

（３）　その他の事由により、組合長が必要と認めるとき

（給与の不支給）

第２３条　臨時職員が遅刻、早退、欠勤及び有給休暇以外の休暇等により所定勤務時間の全部又は一部を休業した場合には、その休業した時間に対応する給与は支給しない。

２　前項の場合において、休業した時間の計算は、当該給与期間の末日において合計し、３０分未満は切り捨てる。

（給与の支払方法）

第２４条　給与は、直接臨時職員（臨時職員死亡の場合は遺族等相続権を有する代表者、病気休暇又は休職中等のため本人が受領できない場合は、臨時職員が指定する者）に全額支給する。ただし、次に掲げるものについては給与の合計額から控除する。

（１）　所得税

（２）　雇用保険料

（３）　社会保険料（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料）

（基本賃金）

第２５条　基本賃金は、日給（パート職員にあっては時間給）によるものとし、その額は次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職　　種 | 日　　給 | 時　間　給 |
| 看護師・社会福祉士・理学（作業）療法士・管理栄養士 | 7,600円～9,500円 | 980円～1,400円 |
| 介護福祉士・准看護師・栄養士・調理師 | 7,100円～9,000円 | 920円～1,300円 |
| その他、資格を有しない者 | 7,000円～8,500円 | 910円～1,200円 |

（割増賃金）

第２６条　所定勤務時間を超えて勤務した場合には時間外勤務割増賃金を、休日に勤務した場合には休日勤務割増賃金を、深夜において勤務した場合又は時間外勤務が深夜に及んだ場合は深夜勤務割増賃金を、それぞれ支給する。

（夜間勤務加算賃金）

第２６条の２　夜間勤務加算賃金は、夜間勤務（午後５時から翌日の午前９時３０分までの間）１回につき、２，０００円を支給する。

（期末加算賃金）

第２７条　期末加算賃金は、毎年６月及び１２月の各初日において１月以上在職する臨時職員に、職員の給与の支給に関する規則（昭和５１年規則第１１号）第２条に定める期末手当支給日に支給する。

２　期末加算賃金の額は、次により算定した額とし、１円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

　　日給（パート職員にあっては、時間給に４時間を乗じた額）を１０で除した額に日勤務日数の合計を乗じて得た額。ただし、実勤務日数の合計は、実勤務時間の合計を７時間４５分（パート職員にあっては４時間）で除し、端数が生じた場合は四捨五入した日数とする。

（通勤費）

第２８条　臨時職員が通勤のため自動車その他の交通用具を使用したときは、勤務１日（夜間勤務の場合は１勤務とし、所定勤務時間が割り振られた日に限る。）につき、次に掲げる通勤距離の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額を、給与の支給日に支給する。

（１）　片道２km以上５km未満 １００円

（２）　片道５km以上１０km未満 　　２１０円

（３）　片道１０km以上１５km未満 　　３５０円

（４）　片道１５km以上２０km未満 　　５００円

（５）　片道２０km以上２５km未満 　　６４０円

（６）　片道２５km以上３０km未満 　　７９０円

（７）　片道３０km以上３５km未満 　　９３０円

（８）　片道３５km以上４０km未満 １，０８０円

（９）　片道４０km以上 １，２２０円

（公務災害補償）

第２９条　臨時職員に対し公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害が生じた場合は、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の規定を適用し補償するものとする。

（社会保険等）

第３０条　臨時職員の社会保険等については、健康保険法（大正１１年法律第７０号）、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）又は雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）の規定を適用するものとする。

（委任）

第３１条　この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、公布の日から施行する。

（香南香美老人ホーム組合臨時職員の任用及び取扱いに関する要綱の廃止）

２　香南香美老人ホーム組合臨時職員の任用及び取扱いに関する要綱は、廃止する。

附　則（平成２２年９月１日訓令第６号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年５月２１日訓令第２号）

この訓令は、平成２４年７月１日から施行する。

附　則（平成２５年３月５日訓令第２号）

この訓令は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年４月１日訓令第１号）

この訓令は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、改正後の第１条の規定は、平成２６年４月１日から適用する。

附　則（平成２８年３月２５日告示第４号）

この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月２９日訓令第１号）

この訓令は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年７月５日訓令第３号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附　則（平成３０年１０月１５日訓令第４号）

この訓令は、平成３１年４月１日から施行する。

○香南香美老人ホーム組合臨時職員の任用等に関する規程を廃止する規程

令和３年２月１日

訓令第３号

香南香美老人ホーム組合臨時職員の任用等に関する規程（平成２２年訓令第２号）は、廃止する。

附　則

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。